



地域脱炭素の推進

2025年 1月30日

大臣官房地域政策課 政策企画官 今井亮介



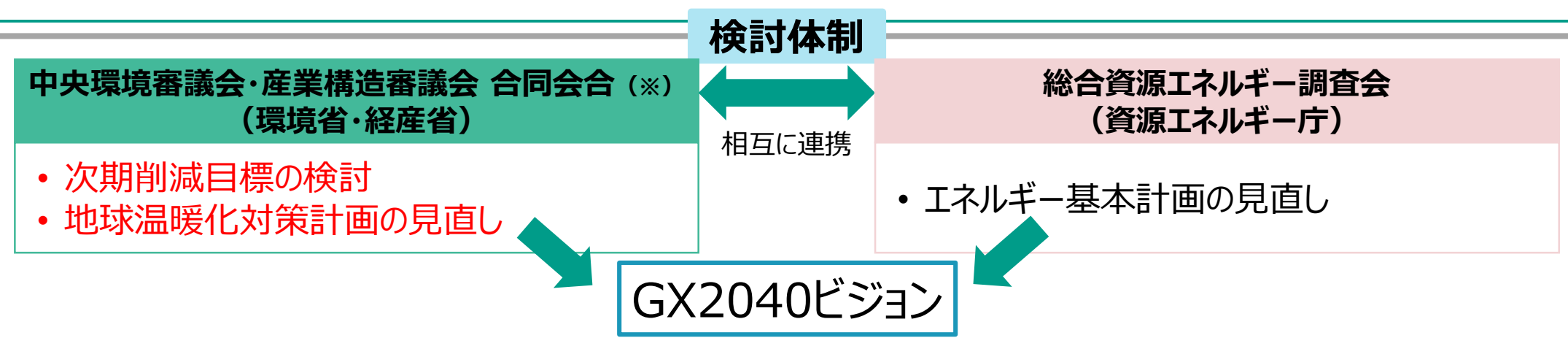
1. 地球温暖化対策の最近の動向
2. 地域脱炭素の推進
3. 脱炭素先行地域
4. 重点対策加速化事業
5. 地域脱炭素推進交付金
6. 地域レジリエンス事業
7. 計画づくり・人材支援
8. 促進区域制度について
9. 金融機関との連携
10. 地域脱炭素政策の今後の在り方
11. 参考（財政支援等）

地球温暖化対策の最近の動向

次期削減目標（NDC）の検討と地球温暖化対策計画の見直し



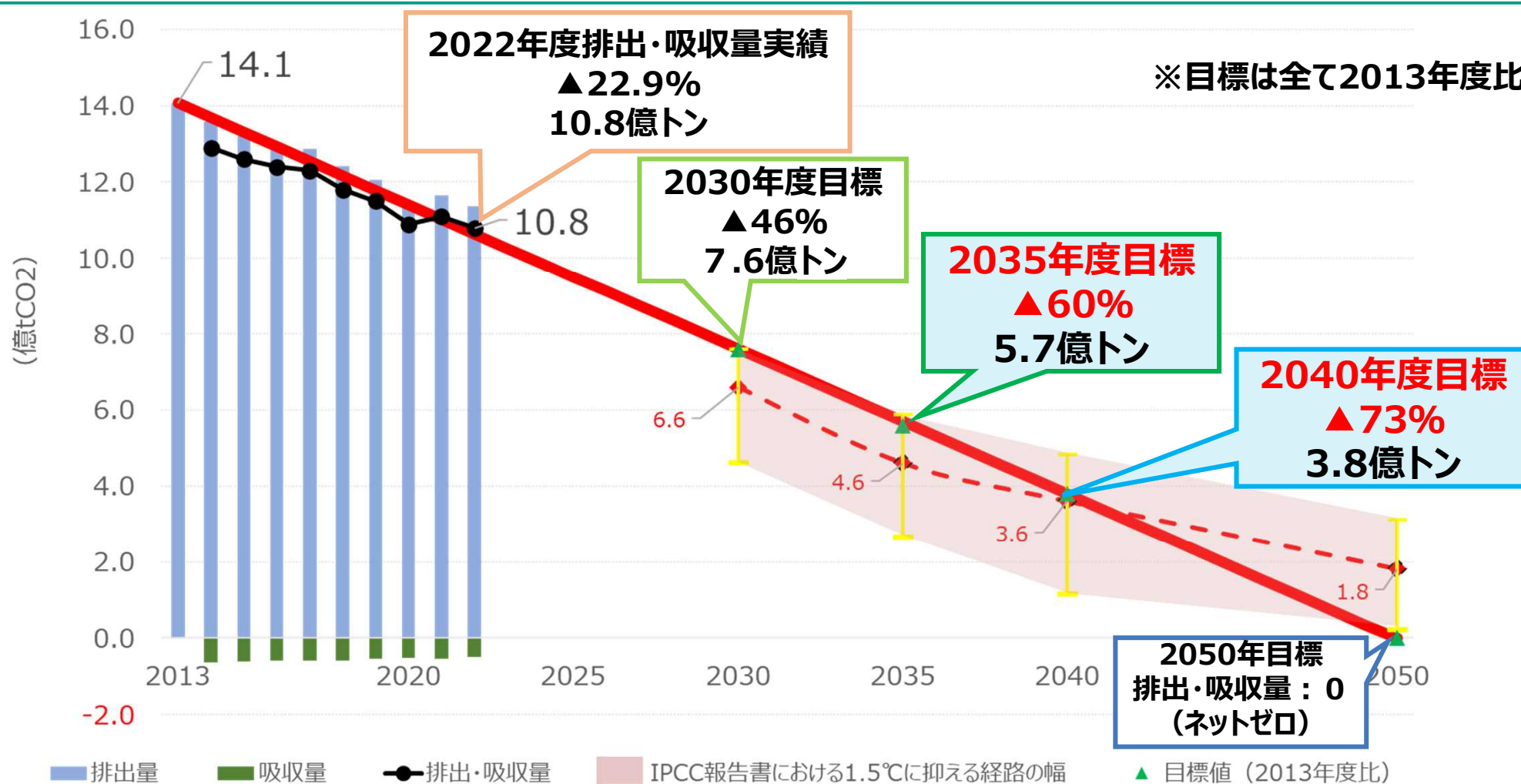
- 2050年ネットゼロに向けた現行目標：2030年度46%削減、50%の高みに向けた挑戦。※2013年度比
- 次期削減目標：2025年2月までの国連提出が求められている。
- 削減目標の達成に向けた総合的な実施計画である地球温暖化対策計画の見直しが必要。
- 昨年6月から中環審・産構審の合同会合を開催し、各界各層の意見を聴取しつつ議論を整理。
 - ・ 第1回（6月）：気候変動対策の現状と今後の課題について
 - ・ 第2～5回（7～10月）：経済団体、若者・国際団体、自治体等へのヒアリング
 - ・ 第6回（11月）：関係省庁等へのヒアリング、次期削減目標に関する議論
 - ・ 第7回～9回（12月19,20,24日）：次期削減目標を含む地球温暖化対策計画（案）を複数回議論
- 地球温暖化対策推進本部（12月27日）にて政府案を決定し、同日よりパブコメを実施中。
（あわせて、政府の事務・事業の排出削減計画である政府実行計画の政府案も同日に決定。現在パブコメを実施中。）
→年度内の閣議決定を目指す。



※中央環境審議会地球環境部会2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・
産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討WG 合同会合

次期削減目標（NDC）

- 我が国は、2030年度目標と2050年ネットゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。
- 次期NDCについては、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
- これにより、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく。



【参考】温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】



	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策



- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の省エネ、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、**廃棄物処理×CCU**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

【参考】進捗管理（フォローアップ）の強化

- 将来の電力需要量や脱炭素技術の開発・実装の不確実性が大きい中、本計画に基づき2050年ネットゼロに向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくため、関係省庁と連携し、**対策・施策の進捗状況や今後講じる対策の具体化の状況等を点検**し、**フォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化**を図る。
- これまでの評価・見直しプロセスの実績を踏まえ、**評価に当たってのエビデンスの柔軟な更新など**、フォローアップの改善を図っていく。

目標及び 対策・施策の策定

- 2030年度、2035・2040年度における削減・吸収目標及び対策・施策を検討、設定

個別の対策・施策の 進捗状況及び具体化の 状況の確認

- 2030年度目標に向けて、関係府省庁において各対策・施策を実施し、進捗状況を確認
- 2035・2040年度目標に向けて、関係府省庁において各対策・施策の具体化に向けた検討状況を確認（具体化に当たっては実現可能性や費用対効果を考慮）

FU関係審議会及び 地球温暖化対策本部で の点検

- 上記確認結果に加え、対策評価指標と当該対策の効果である排出削減量との関係、当該対策の費用対効果等について、必要に応じて精査（温室効果ガス排出量の増減要因分析等も参照）

実効性の高い対策・施策 への強化

- 進捗や具体化が遅れている項目を確認し、深掘りに向けた充実強化、今後の実施に向けた具体化の検討の加速化や項目の入れ替え等の見直しを柔軟に推進

政府実行計画の概要



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化**。〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
 - ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す**。
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する**。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
- 建築物の建築
 - ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能**を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める**。

※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/
LED
 - ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
 - ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力**とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
- GX製品
 - ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
 - ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組**を進め、その排出量の削減に努める。
 - ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
- ※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

地域脱炭素の推進

地域脱炭素（地域GX）

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

産官学金労言

地方公共団体・金融機関
中核企業等が主体的に参画



地域脱炭素ロードマップ[○] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) の概要



地域脱炭素ロードマップの主要施策

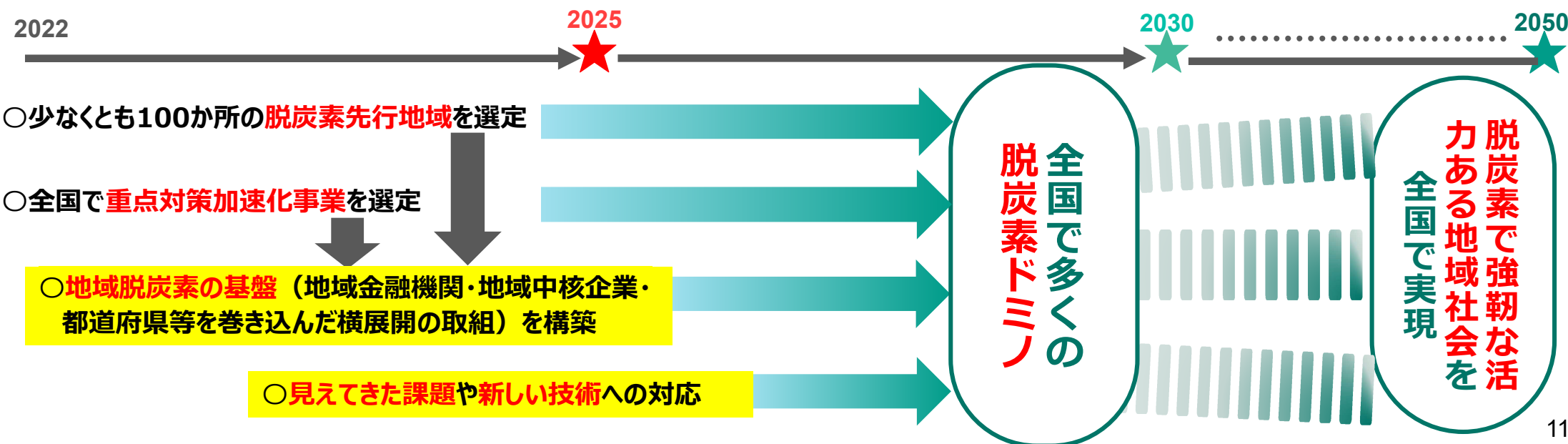
地域脱炭素ロードマップ[○] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議[※]決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画) に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金** (令和4年度創設、令和7年度予算(案):385.2億円、令和6年度予算:425.2億円) により、

- ①**脱炭素先行地域**: 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所選定**し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**: **全国**で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光**発電、**ZEB** (ゼロエネルギービルディング)、**ZEH** (ゼロエネルギーハウス)、**EV** (電動車) 等の**重点対策加速化事業**を実施

※国・地方脱炭素実現会議構成メンバー

<政府> 内閣官房長官 (議長)、環境大臣 (副議長)、総務大臣 (同)、
内閣府特命担当大臣 (地方創生)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

<地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長



自治体による脱炭素の取組の加速化

- **1,127自治体**（46都道府県、624市、22特別区、377町、58村）が「**2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ**」（**ゼロカーボンシティ**）を表明。
- 都道府県・市区町村において、地球温暖化対策法に**基づき区域内の温室効果ガス排出量削減等**を行うための**地方公共団体実行計画**を策定済みの団体は、令和元年10月には**569団体**であったが、令和5年10月には**727団体**になる等、**地域脱炭素の動きが加速化**。

※ 地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は計画策定義務、その他の市町村は努力義務

- 東京都や川崎市、仙台市、相模原市等のように**独自条例**（太陽光発電設備等の設置義務付け条例等）の**制定又は制定に向けた検討を進めている自治体**も増加。
- また、自治体において、**再エネ・蓄電池等の導入支援に対する独自の予算措置が拡大**。



支える仕組み

- 環境省として地方公共団体実行計画の策定を支援する観点から、**CO2排出量や対策効果等に関する支援ツール**を整備・提供。

・CO2排出量の簡易把握・可視化

→ **自治体排出量カルテ**…都道府県別エネルギー消費統計等の公表データを基に、**自治体ごとの部門別CO2排出量を簡易的に推計**。自治体ごとの排出構造や排出特性に応じた施策検討に有用。

・再エネ導入ポテンシャル等の可視化

→ **再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）**…**全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報を掲載**。再エネ導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報（例：鳥獣保護区の指定状況）等も併せて掲載。再エネ適地の抽出や再エネ導入目標の検討を支援。

・地域経済の全体像・資金流入出を可視化

→ **地域経済循環分析**…統計データを基に、**地域経済の全体像と、地域外からの資金の流入出を可視化**。再エネ導入等による**経済波及効果をシミュレーション**し、脱炭素に係る事業の検討等を支援するシステム。 等 12

地域における脱炭素の取組の加速化、基盤構築（波及効果）の事例



公共施設の脱炭素化

- 千葉市は、全ての公共施設(約750施設)の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロの実現について、目標として掲げる2030年より前倒し2026年度に達成する見込み。
- 豊田市は、公共施設(211施設)について太陽光発電設備の導入等により、設置可能な公共施設の再エネ導入を2030年度までに100%完了し、政府実行計画の目標を上回る取組を実施。
- 秋田県は、脱炭素先行地域の取組により、流域下水道処理施設での消化ガス発電の導入等を行い、公共施設の脱炭素化に取り組むと同時に、下水道等の資源・資産を活用して経営改善を図り、下水道使用料に係る住民負担の低減を目指している。脱炭素先行地域以外のその他流域下水道処理施設においても、太陽光発電設備のPPAによる実装に向けた検討を開始。

地方公共団体と運輸部門との連携

- ヤマト運輸(株)は、川崎市と連携し、市内の高津千年営業所において全配送車(25台)をEV化するほか、独自のEMSを構築。営業所内の電力使用量、太陽光発電設備の発電量、蓄電池の充放電量をリアルタイムで可視化・自動調整を行うとともに、川崎未来エナジー(株)から地産の再エネ電力を確保し、100%再エネによる営業所を全国で初めて整備。本取組を全国の営業所に展開予定。
- 阪神電気鉄道(株)は、尼崎市と連携し、ゼロカーボンベースボールパークの開業及び市内の阪神電鉄の6駅とバス26台等の脱炭素化を実施。また、先行地域の取組を契機として、グループ会社である阪急電鉄(株)とともに2025年4月から2社の鉄道事業の全ての電力(全線(約193km)・全駅)を脱炭素化することが決定。

地方公共団体と金融機関との連携

- 滋賀銀行は、太陽光発電を導入する顧客向けの住宅ローン金利の優遇や事業者に対するサステナビリティ・リンク・ローンのほか、「(株)しがぎんエナジー」を全額出資により設立し、PPA事業を自ら実施。また、滋賀銀行自身の脱炭素化も進め、カーボンニュートラル店舗を新設。
- 山陰合同銀行は、銀行法改正により子会社の業務範囲が拡大されたことを受け、全国の銀行初となる再エネ発電事業を行う「ごうぎんエナジー(株)」を全額出資により設立。脱炭素先行地域である米子市・境港市や松江市と連携して取組を推進。
- 川崎信用金庫は、脱炭素に向けて取組を進める事業者向け融資商品や、太陽光発電・高効率給湯等のエネルギー消費性能の向上に資する設備分の金利を実質0%にする住宅ローン等の金融商品の開発を実施。また、川崎信金自身の脱炭素化も進め、80%以上の再エネ切替えのほか、一部支店は「ZEB Ready」認証取得。

地方公共団体と地域エネルギー会社との連携

- 川崎未来エナジー(株)は、川崎市及び事業者・金融機関7社が出資し設立。これまで市外に流出していたごみ焼却施設から生み出される再エネを市内需要家・公共施設へ供給。さらに、再エネ電源開発やオンサイトPPA事業等に取り組むことを検討等しており、地域脱炭素の基盤として川崎市内に脱炭素の取組が波及されていくことが期待される。
- (株)球磨村森電力は、PPA方式による太陽光発電設備の導入とともに蓄電池を活用した最適な充放電制御システムを構築し地産地消を推進。また、熊本県あさぎり町の「(株)あさぎりエナジー」や五木村の「(株)五木源電力」と連携し各所で発電事業を実施する一方、球磨村森電力が小売電力事業を一括して担い採算性の向上に取り組む。
- ローカルエナジー(株)は、米子市・境港市及び中海テレビ放送等5社が出資。ケーブルテレビ事業者である中海テレビ放送と連携し、個人・企業等へ供給するとともに需給管理等の業務の内製化も実施。

脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の
電力需要量

=

再エネ等の
電力供給量

+

省エネによる
電力削減量



スケジュール

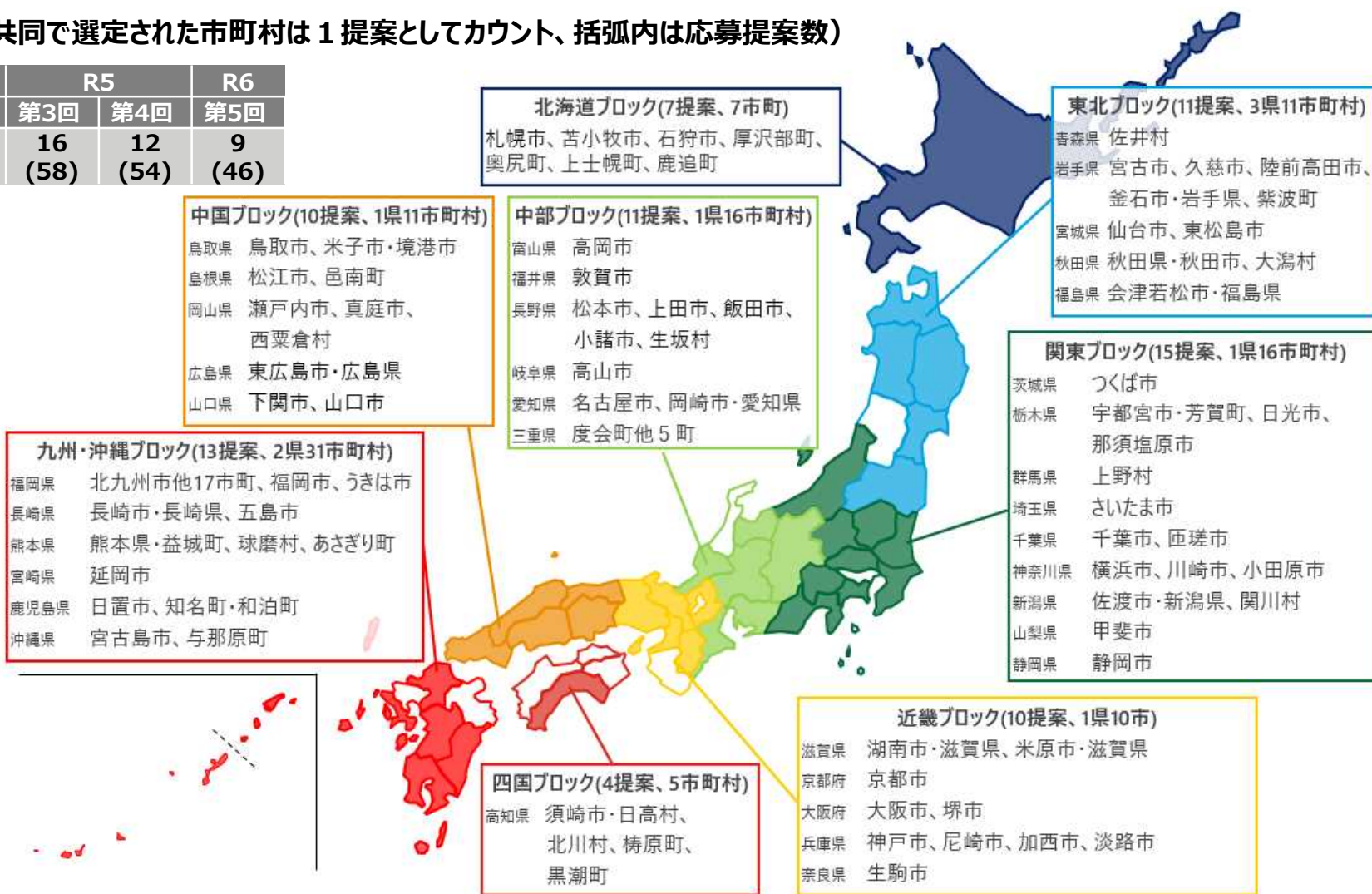
	第1回選定	第2回選定	第3回選定	第4回選定	第5回選定	第6回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～2月21日	<2022年> 7月26日～8月26日	<2023年> 2月7日～2月17日	<2023年> 8月18日～8月28日	<2024年> 6月17日～6月28日	<2025年> 2月3日～2月6日
結果公表	4月26日	11月1日	4月28日	11月7日	9月27日	未定
選定数	26（提案数79）	20（提案数50）	16（提案数58）	12（提案数54）	9（提案数46）	-

脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第5回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第5回までで、全国38道府県107市町村の81提案（38道府県66市32町9村）を選定し、取組を実施。

年度別選定数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
25 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)



脱炭素先行地域の取組事例①

畜産ふん尿等を活用した全町脱炭素化 (北海道上士幌町)

＜対象エリア＞

町内全域

＜取組内容＞

- 畜産ふん尿を活用した**バイオガス発電**及び町有地等を活用した**大規模太陽光発電**等の再エネを、地域において実績のある**地域新電力「かみしほろ電力」**に供給することにより、かみしほろ電力の体制強化及び供給件数の拡大を図り、町全域の民生部門を脱炭素化
- 災害時に**防災拠点**となる役場庁舎等の**主要な公共施設**において**マイクログリッドを構築**し、レジリエンスを強化



バイオガスプラント

RE100産業団地の創出×データセンター等誘致 (北海道石狩市)

＜対象エリア＞

石狩湾新港地域内REゾーン、公共施設群

＜取組内容＞

- 石狩湾新港地域内の**REゾーン**に立地する電力消費の大きい**データセンター**及び周辺施設に対して、**太陽光発電設備**と**木質バイオマス発電設備**、**洋上風力発電**から再エネ電力を供給
- 再エネポテンシャルを地域の優位性とし、**更なる産業集積**を目指す
- 木質バイオマス発電の**燃料の地産地消・安定調達**に向けて、森林組合や林業事業者等から成る**未利用バイオマス供給協議会**を設立



石狩湾新港洋上風力発電所



京セラゼロエミッションデータセンター

脱炭素先行地域の取組事例②

下水道の脱炭素化×住民負担の軽減 (秋田県・秋田市)

<対象エリア>

秋田市向浜地域の公共施設群

<取組内容>

- 秋田県臨海処理センターの敷地内に**消化ガス発電や風力発電、太陽光発電**を導入し、自営線により電力を供給
- 県内施設の中でもエネルギーコストが大きい施設へ再エネを活用することにより、**下水道使用料に係る住民負担を軽減**



秋田県臨海処理センター

脱炭素×農地再生 (千葉県匝瑳市)

<対象エリア>

中央地区（公共・商業施設が集積）、飯倉地区（福祉・医療施設等が集積）、豊和・春海地区（オフサイト供給の拠点）

<取組内容>

- **営農型太陽光発電**による売電収入、バイオ炭販売やそのカーボンクレジット収益等の**新たな収入源を確保する農業経営モデルを構築**することで、高収益化や新規就農者確保、関係人口増加を推進
- 営農型SSの再エネを**地域新電力「しおさい電力」**が需要家へ供給
- 「**市民エネルギーちば**」が中心となって運営する**ソーラーシェアリング・アカデミー**を通じ、**市内外へ営農型太陽光発電のノウハウ共有等を実施**



営農型太陽光発電(豊和・春海地区)



営農型ペロブスカイト太陽電池の実証実験

脱炭素先行地域の取組事例③

業務集積地区の脱炭素化（オフサイトPPA・地域間連携） （神奈川県横浜市）

<対象エリア>

みなとみらい21地区の民間・公共オフィス、商業施設等

<取組内容>

- **MM21**の施設への太陽光発電設備の導入に加え、市内郊外部の**未利用スペース（市営住宅や調整池等）**に新たに導入する**太陽光発電設備**や既設の**廃棄物発電、風力発電**等から再エネ等を供給
- さらに連携協定を締結した**東北15市町村等から再エネを調達**
- 「**みなとみらい二十一熱供給株式会社**」の**熱供給事業**において、既存プラントの熱源の更新・増強及びエネルギー使用効率の高い最新鋭機器を導入した新プラントの建設



みなとみらい21含む市内沿岸部

脱炭素×地域公共交通維持確保 （長野県上田市）

<対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線6自治会、沿線公共施設群

<取組内容>

- **上田電鉄別所線**において鉄道用送電設備を活用した自営線マイクログリッドを構築し、平時は別所線の**ゼロカーボン運行**を実現するとともに、**災害時のレジリエンス強化**。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し**沿線住民に対し再エネを供給するとともに、契約時に乗車時に使えるポイントを付与**。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再エネ供給を通じた**電気料金削減と沿線住民による利用促進**を目指す。



上田電鉄別所線

脱炭素先行地域の取組事例④

脱炭素×地場産業育成（使用済みPVリサイクル） （富山県高岡市）

<対象エリア>

中心市街地、福岡金属工業団地

<取組内容>

- 中心市街地等への**太陽光発電設備等の導入**を推進
- 資源循環の推進に向け、**市の基幹産業であるアルミ産業**を巻き込み、先行地域内外で発生する**使用済み太陽光発電設備のアルミ資材やガラス等のマテリアルリサイクル**を目指す。再生アルミ資材は省エネ改修や創エネ設備の設置に活用
- 廃アルミの資源循環の取組拡大によって**地域循環経済を確立、産業の活性化**を目指す



高岡市中心市街地



福岡金属工業団地

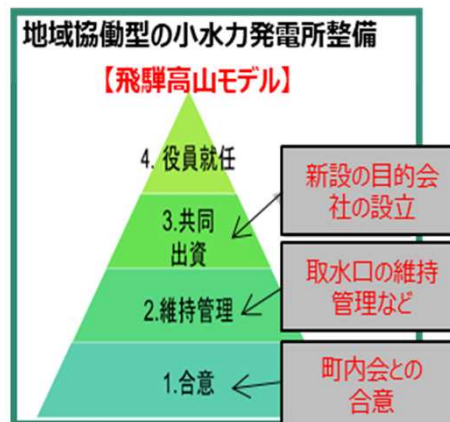
地域協同型小水力発電による地域資金循環 （岐阜県高山市）

<対象エリア>

小水力発電立地町内会・旧町村市街地（20エリア）

<取組内容>

- 地域住民に予め維持管理や共同出資などの地域参画や地域貢献手法を発電事業者から提示して合意形成を図ることで**地域協働型小水力発電**を整備する「**飛騨高山モデル**」を更に推進
- 事業で得られた**収益の一部**を地域のまちづくりの取組等の原資とすることにより、**地域サービスとして還元**
- **地域新電力「飛騨高山電力」**が、小水力発電の電力供給に加え、製材端材による**木質バイオマス発電**の熱電併給を実施することで、**再エネの地産地消と地域経済循環の実現**を目指す



飛騨高山モデル



小水力発電施設

脱炭素先行地域の取組事例⑤

脱炭素×文化遺産の継承 (京都府京都市)

<対象エリア>

伏見エリアを中心とした文化遺産、商店街エリア等

<取組内容>

- 伏見稲荷大社・藤森神社・醍醐寺等の**文化遺産に再エネ設備や省エネ設備等を導入し、レジリエンス強化**を図るとともに、**文化遺産の脱炭素転換モデル**を構築
- 伏見3商店街に**ソーラーアーケードの整備や省エネ改修等を実施**
- **ゼロカーボン修学旅行や大学等の人材育成拠点の脱炭素化**により、修学旅行生や大学生の出身地域へ取組を広げる**波及効果を創出**



藤森神社



醍醐寺

持続可能な都市エリアの創出 (大阪府大阪市)

<対象エリア>

御堂筋エリア（中央区）

<取組内容>

- 設置場所が乏しい都市の特性を踏まえて、市役所本庁舎、オフィスビルに**窓ガラス一体型等の太陽光発電や高効率空調の導入、ZEB化を実施**し、再エネ・省エネ化を推進
- **道路空間再編**により、車から人中心の道路空間を実現するほか、ZEVの導入による**移動ツールの脱炭素化**
- 建替えビルへの**コージェネ(CGS)等の自立・分散型電源の導入**と、周辺既存施設へのエネルギー融通と面的利用により、**BCDの構築**を推進



活用地の取組イメージ

脱炭素先行地域の取組事例⑥

脱炭素×林業活性化・生ごみ等資源化 (岡山県真庭市)

<対象エリア>

市内全域の公共施設

<取組内容>

- **木質バイオマス発電所の増設**により一定規模の安定な木材需要を創出し、市の製造業の30%を占める**木材関連産業の活性化**。広葉樹林や耕作放棄地における早生樹等の**未利用資源も活用**。
- **生ごみ等資源化施設**（真庭市くらしの循環センター）を新設し、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵させて**バイオガス発電**を行うとともに、**消化液から製造した濃縮バイオ液肥**を農地で活用して**地域資源循環システム**を構築
- 生ごみ等の資源化により可燃ごみの約40%削減が可能となり、**ごみ焼却場3施設を1施設に統合**、廃棄物処理のコストやCO₂排出を削減



既存の木質バイオマス発電所



真庭市くらしの循環センター
(2025年1月本格稼働)

県主導のRE100産業団地の創出×半導体産業誘致 (熊本県)

<対象エリア>

阿蘇くまもと空港周辺地域（阿蘇くまもと空港、産業集積拠点等）

<取組内容>

- RE100を標榜する世界的半導体メーカー「**TSMC**」の**進出**に合わせて、阿蘇くまもと空港に隣接する**産業集積拠点等へ再エネを供給**することで、**RE100を目指す企業の誘致**を加速
- 民間施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入に加え、ダム湖での**水上太陽光発電設備**や**木質バイオマス発電設備**等の導入によって再エネを確保
- 再エネ電気を供給する**県主導の地域エネルギー会社**を新設し、民生・産業部門の全県的な脱炭素化を目指す。



上：阿蘇くまもと空港周辺エリア

右：2023年3月に供用開始した

阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビル

重点对策加速化事業

重点対策加速化事業の選定自治体（令和4年度～令和6年度）

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、149自治体を選定（35府県、88市、26町）

令和4年度開始

令和5年度開始

令和6年度開始

32自治体

(11県、15市、6町)

77自治体

(18県、47市、12町)

40自治体

(6府県、26市、8町)

中国ブロック(4県、10市町)

鳥取県 鳥取県、南部町
島根県 島根県、出雲市、美郷町
岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

九州ブロック(6県、15市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県 鹿島市
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

近畿ブロック(4府県13市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市
兵庫県 芦屋市、宝塚市
奈良県 奈良県、奈良市
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

四国ブロック(4県6市町)

徳島県 徳島県、北島町
香川県 香川県
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町

北海道ブロック(10市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、士幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(4県、12市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県、山形市、長井市
福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県24市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
群馬県 群馬県
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市
東京都 多摩市
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、24市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県 福井県、越前市
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曽町、小布施町
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県 三重県、いなべ市、志摩市

重点対策加速化事業の取組事例①

脱炭素×林業活性化 (島根県)

- 事業者向け補助について、温暖化対策に関する独自目標を設定・宣言している「しまねストップ温暖化宣言事業者」を対象とすることで、当該事業者を対象とした省エネ診断等のソフト事業と連動して県内事業者の脱炭素化を進める。
- 個人向け補助として、森林県の強みを活かし、**県産木材「しまねの木」を活用したZEH、ZEH+への補助**により、家庭部門の脱炭素化、循環型林業を推進する。その際、**県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体（中小工務店が中心）が建築した住宅を対象**とすることで、中小工務店を育成。

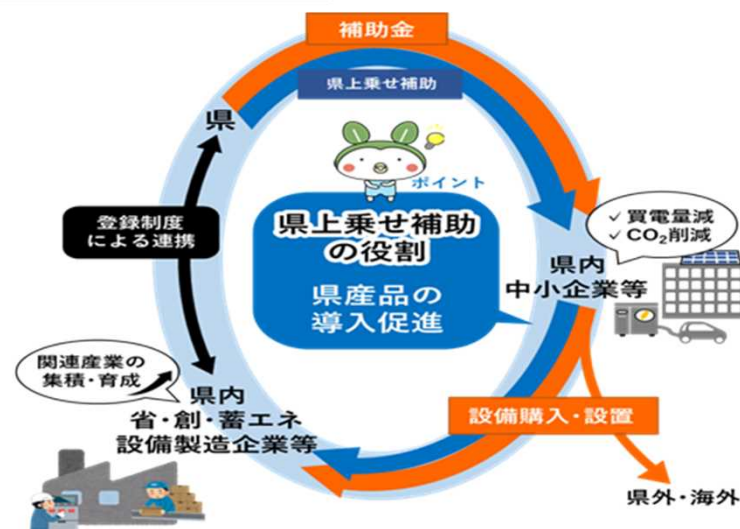
県産木材「しまねの木」を活用した住宅



脱炭素×地場産業育成 (山口県)

- 瀬戸内海沿岸地域の**日射量**、日本海沿岸地域の**風況**、内陸山間地域の**林産資源や河川**など、**再エネの恵まれた資源**を有している。
- 県内には、太陽光パネルや太陽熱温水器などの製造メーカーをはじめ、**再エネに関連する先端的な技術を有する企業が集積**している。
- 省・創・畜エネ関連産業が多く立地している特色を踏まえ、「**山口県産省・創・畜エネ関連設備登録制度**」を活用する事業において、**県内地場産業の育成**を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を設定し、**ゼロカーボンライブの普及啓発拠点として整備**する。

取組イメージ

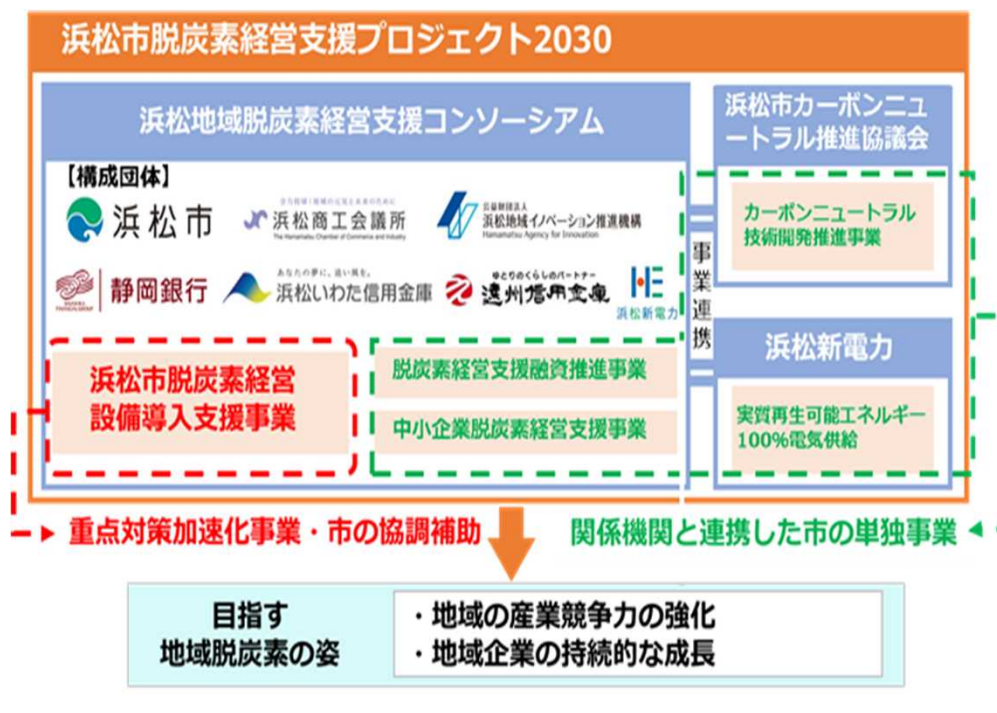


※民間事業者向け間接事業

重点対策加速化事業の取組事例②

産官学金による地域企業の脱炭素化支援 (静岡県浜松市)

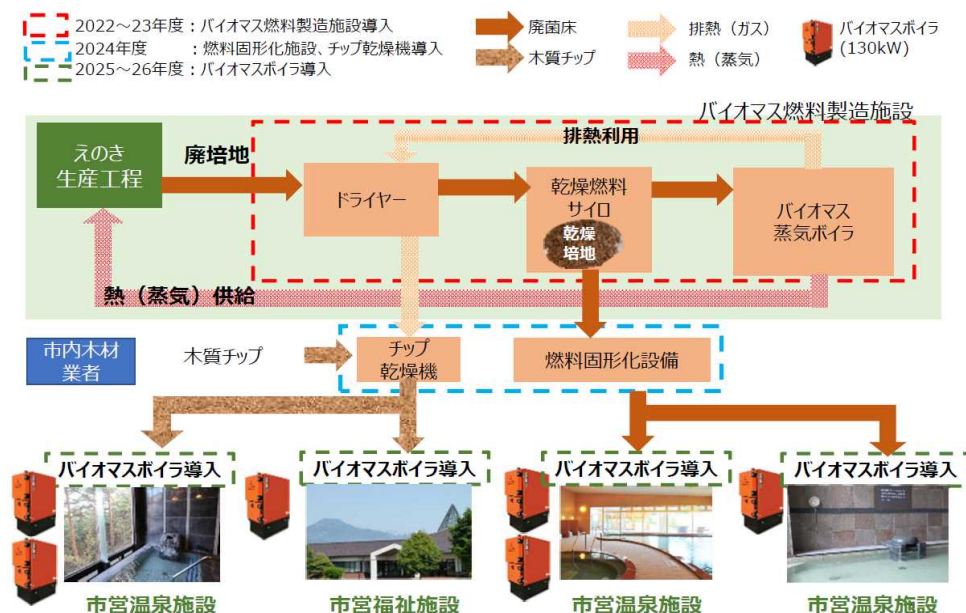
- 2024年から「浜松市脱炭素経営支援プロジェクト2030」を開始し、**市、商工会議所、産業支援機関、金融機関、地域エネルギー会社**からなる「**浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム**」を通じて、地域企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施する。
- 事業実施にあたって、**融資手数料の補助制度の創設や、市職員の脱炭素アドバイザー資格の取得によるスキル向上など市の単独事業**を企業支援に活用するとともに、設備導入については本交付金を活用し、**太陽光発電設備の導入に対しては市費による上乗せ協調補助を行う**など、地域企業の脱炭素経営を総合的に支援する。



脱炭素×林業（きのこ生産）活性化 (長野県安曇野市)

- 長野県は、きのこ生産量が国内トップであるが、生産に伴って発生する**廃培地の処理に苦慮**している。安曇野市は、**廃培地を乾燥・固形化することでバイオマスボイラ向けの燃料として、地産地消する**計画。
- バイオマス燃料製造施設を導入することで、**廃培地の燃料化**だけでなく隣接するきのこ工場やチップ乾燥機への**熱供給が可能になる**。作成されたチップや固形燃料は、市営の温泉施設や福祉施設のバイオマスボイラーで利用され**化石燃料からの転換に寄与**する。
- 従来は廃培地の処理に費用が発生していたが、燃料化することで、収益化も可能になり、**全国的な課題である廃培地利用の先進事例**となることを目指す。

バイオマス利用スキーム



重点対策加速化事業の取組事例③

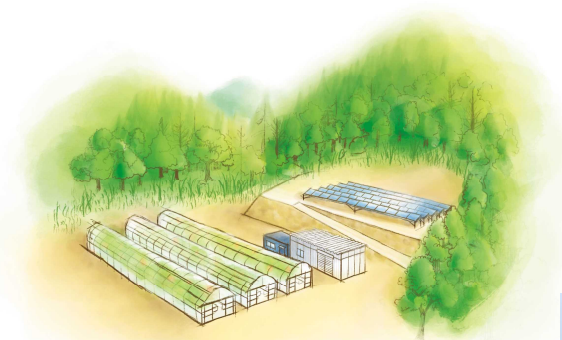
地域エネルギー会社による地域還元型モデル (愛知県半田市)

- 地元建設会社（八洲建設株式会社）の関連会社（株式会社ビオクラシックス半田、株式会社じまち）や地域金融機関（半田信用金庫、知多信用金庫）が出資する地域エネルギー会社（半田・知多地域エネルギー）等が、公共施設・事業者への太陽光・蓄電池の導入をPPA方式で実施することを想定している。
- 地域エネルギー会社は、上記の余剰電力に加え、オフサイトPPA方式によるため池太陽光やソーラーシェアリングの電力を公共施設に供給し、**利益は、地方公共団体との協定に基づき**、再エネへの投資や子育て支援、脱炭素に関する産業観光ツーリズムの企画等を通じて**地域に還元**する。
- なお、個人への蓄電池の導入に対して、**愛知県の単独事業と連携した上乗せ協調補助**を実施。



農山村の特性を活かした脱炭素先進モデル (島根県美郷町)

- 農山村地区の営農法人が取り組む**営農型太陽光発電で再エネ設備の普及を図るとともに、高効率空調設備や電動車を導入することで、化石燃料を使わない「美郷ゼロカーボン農業モデル」の実現を目指す**公共施設での**オンサイトPPA**や**水田地域でのオフサイトPPA**を行うことにより、地産地消を促進し、**2028年までに公共施設において調達する電力の70%（市庁舎については100%）を再エネへ転換する。**
- **研修施設の整備**や**就農支援体制の整備**等により、地域での農業の担い手としての**移住者の呼び込み**を積極的に実施。



ゼロカーボン農業研修施設イメージ図
(2025年3月完成予定)



ソーラーパネル
(遮光率30%)

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を契機とした地域における 脱炭素の基盤構築（波及効果）



○令和4年度よりスタートした脱炭素先行地域、重点対策加速化事業では、**地域脱炭素の基盤構築（先行地域等の範囲を超えて活動をし得る地域金融機関・地域の中核企業・都道府県等を巻き込んだ取組）**を重視。

<地域における脱炭素の基盤構築（波及効果）の主な例（脱炭素先行地域、重点対策加速化事業）>

都道府県牽引型	熊本県が、先行地域を契機に県主導の地域エネルギー会社を設立し、太陽光・バイオマス発電設備等を導入して阿蘇くまもと空港と隣接する産業集積拠点に再エネを供給。当該拠点に RE100を目指す企業等の誘致に加え、県全域における中小企業等への再エネ供給を目指す	都道府県牽引型（垂直連携）	岐阜県、三重県、香川県などが、県内市町村の家庭や事業所向け太陽光発電設備導入に係るノウハウが乏しいことを踏まえ、市町村経由の補助制度を重点対策加速化事業を活用して創設。仕様の作成等を支援することで、再エネ設備導入ノウハウの市町村への展開を図る
地域間連携型	連携中枢都市の北九州市が、 圏域17市町 への再エネ導入の計画づくりを地域エネルギー会社と連携して実施するとともに、採算性の悪い施設も含められる等のPPAの実施方法を工夫し、圏域の各市町における導入を加速化する ソーラーシェアリングの実績が豊富な匝瑳市が、ソーラーシェアリングに取り組む自治体（関川村、米原市、あさぎり町、江戸川区）と協定を締結、ノウハウの共有や太陽光パネルの共同調達による調達コスト低減等に取り組む	地域間連携型	熊本市が中心となって、 熊本連携中枢都市圏（8市10町2村） に対する太陽光発電設備・蓄電池の導入を行うとともに、圏域においてPPA方式での太陽光発電設備導入のノウハウを共有し、事業の効率化や水平展開を図る
地域エネルギー会社連携型	湖南市の地域新電力（ こなんウルトラパワー(株) ）が、湖南市の先行地域づくり事業において、 PPA方式 で太陽光設置を行うとともに、余剰電力の買い取り及び利益の地域還元を実施し、 当該モデルを周辺自治体に展開	地域エネルギー会社連携型	半田市の重点を契機に、地元中核企業や地域金融機関が出資する地域エネルギー会社（ 半田・知多地域エネルギー(株) ）が設立され、公共施設・事業者への太陽光発電設備・蓄電池導入を実施するとともに、利益を半田市との協定に基づき地域還元
地域金融機関連携型	湖南市の共同提案者である 滋賀銀行 が、先行地域を契機に、太陽光発電を取り付ける住宅の新築・増改築を対象として 適用金利や保証料を引き下げる住宅ローン を令和5年度に創設し、 先行地域外においても提供を開始	地域金融機関連携型	浜松市、静岡銀行、浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫等からなる「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」を通じて、中小企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施し、金融機関が伴走支援のノウハウを蓄積し、他地域へ展開
中核企業連携型	ヤンマーホールディングス(株)が、米原市と共同で先行地域において実施する耕作放棄地でのソーラーシェアリングについて、 他県の農業者を呼び込み 、ソーラーシェアリングのノウハウを他地域へ展開	中核企業連携型	(株)九南、米良電機産業(株)を中心とした「三股町脱炭素きゅうなん隊」が、民間提案制度を活用し、 三股町の公共施設への太陽光導入及びマイクログリッド構築を行うとともに、ノウハウを周囲の定住自立圏域市町に展開
地元事業者育成型	石狩市が、先行地域に選定されたことを契機として、石狩及び空知の森林組合や木材流通業者、重機メーカーなどで構成する協議会を通じ、バイオマス発電への 林地残材の供給のためサプライチェーンを構築	地元事業者育成型	山形県、新潟県、鳥取県などが、国の基準を上回る独自の住宅断熱性能基準を設定するとともに、地元工務店の活用や技術向上研修の実施を通じて、 地元事業者を育成しながら事業を実施

地域脱炭素推進交付金

地域脱炭素推進交付金

- 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

令和4年度予算	20,000百万円	令和4年度第2次補正予算	5,000百万円	令和5年度補正予算	13,500百万円
令和5年度予算	32,000百万円	令和5年度GX予算	3,000百万円	令和6年度補正予算	36,500百万円
令和6年度予算	36,520百万円	令和6年度GX予算	6,000百万円		
令和7年度予算(案)	30,021百万円	令和7年度GX予算(案)	8,500百万円		

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			特定地域脱炭素移行加速化交付金
脱炭素先行地域づくり事業			民間裨益型自営線 マイクログリッド等事業
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)		脱炭素先行地域に選定されている地方公共団体
交付率	原則 2 / 3 ※1		原則 2 / 3 ※1
上限額	50億円／計画 ※2		50億円／計画 ※2
支援内容	再エネ設備 - 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 - 再エネ発電設備(太陽光、風力、バイオマス等)、再エネ熱・未利用熱利用設備等 効果促進事業 - 上記設備導入と一体となって、効果を一層高めるソフト事業 等		官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援
備考	重点対策加速化事業 自家消費型の太陽光発電など重点対策を複数年度で複合実施する地方公共団体 2 / 3 ~ 1 / 3、定額 都道府県：15億円 政令市、中核市、施行時特例市：12億円 その他市区町村：10億円 ①～⑤の重点対策の組み合わせ等 ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ②地域共生・地域裨益型再エネの立地(未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業) ③業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導 ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上(ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ		
	FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外 改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び政府実行計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須 ※1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率 3 / 4 ※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2 (上限10億円))		

<参考：交付スキーム>

(a)地方公共団体が事業を実施する場合

国



地方公共団体

(b)民間事業者等が事業を実施する場合

国



地方公共団体



民間事業者等

地域レジリエンス事業

- **地域防災計画により避難施設等に位置づけられた公共施設**への再エネ設備の導入は、平時の脱炭素化に加え、災害時の業務継続を始め被災者対応の観点からも重要。「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」（令和2年12月11日閣議決定）において「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」に取り組むこととしている。
- このため、環境省では、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」により**避難施設等への再エネ設備等の導入を支援**。
- <補助率>
①都道府県・指定都市※ 1/3 ②市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）1/2 ③市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島 2/3 ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

避難施設への再エネ導入の事例①

※前身の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、
「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」による支援事例

石川県珠洲市

施設名 : 珠洲市役所
導入設備 : 太陽光発電、蓄電池

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況



写真提供：珠洲市

石川県輪島市

施設名 : 河井小学校 ほか28施設
導入設備 : ソーラー街路灯（避難誘導灯）

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況



写真提供：輪島市

災害時に効果を発揮した事例② -令和4年福島県沖地震-

- 令和4年3月16日に福島県沖を震源とする地震(最大震度6強)により、広域にわたって停電が発生した。
- 環境省補助事業の支援を受け、避難施設等に太陽光および蓄電池を導入した桑折町と美里町は、蓄電池からの電源供給を受け、速やかな避難所設営により避難者の受入準備が可能となり、桑折町では、避難者の受入まで実施した。

福島県桑折町

施設名 : 桑折町役場
導入設備 : 太陽光、蓄電池

<災害時の活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、町役場の必要照明を確保し、避難者の受入を実施。
- ・避難者に対して携帯電話の充電スポットを提供。

発災当時の桑折町役場の状況 太陽光パネルの設置



写真提供 : 桑折町

※令和2年度地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（環境省）を活用

宮城県美里町

施設名 : 駅東地域交流センター
導入設備 : 太陽光、蓄電池

<災害時の活用状況>

- ・蓄電池へ充電した電力を用いて、避難所に必要な電力をまかない、円滑に避難者の受入準備を実施。

発災当時の駅東地域交流センターの状況

<停電時>



<蓄電池使用時>



写真提供 : 美里町

※令和2年度地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（環境省）を活用

災害時に効果を発揮した事例③ -令和元年房総半島台風-

- 令和元年9月に発生した台風15号において、千葉県内で大規模停電が発生。
- 環境省補助事業の支援を受け、避難施設等に再エネ設備等を導入した自治体において、停電時にも電力が供給され、台風の翌日から避難施設としての機能が発揮された。

千葉県木更津市

施設名 : 道の駅「うまいたの里」
導入設備 : 太陽光、蓄電池

<災害時の活用状況>

- ・停電時にも電力が供給され、台風の翌日から避難施設としての機能が発揮された。

道の駅「うまいたの里」における設置状況



「道の駅木更津うまいたの里」空撮



出典 : スマートソーラー株式会社 プレスリリース

※平成27年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（環境省）を活用

千葉県睦沢町

場所 : むつざわスマートウェルネスタウン
導入設備 : 太陽光、太陽熱温水器、ガスコジェネ

<災害時の活用状況>

- ・道の駅の温泉施設において、停電で電気・ガスが使用できない周辺住民に対し、温水シャワー・トイレ・携帯電話充電の無料提供。

道の駅の様子



出典 : CHIBAむつざわ
エネルギーウェブサイトプレスリリース

長蛇の列となった温泉施設



出典 : ANN NEWS

※「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業）」を受けて実施

計画づくり・人材支援

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和7年度予算（案） 711百万円（758百万円）】

【令和6年度補正予算額 918百万円】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

（1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態

(1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）

(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■補助・委託対象

(1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、
(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地方公共団体の状況に応じた環境省の支援策のイメージ

(状況)

- 全国モデルとなる先進的な取組を行いたい
- 2030年度目標の達成に向け、着実に取組を進めたい
- 手をつけやすい取組から始めたい
- しっかりとした計画を作りたい
- 脱炭素化に向けた体制を強化したい

(取組)

脱炭素先行地域づくりにチャレンジ

住民・企業の脱炭素化を支援 例) ZEH、ZEB、ゼロカーボンドライブ

政府実行計画に準じた取組を実施
例) 太陽光発電50%以上、新築ZEB化、LED100%、電動車100%

避難所となる公共施設等に再エネ＋蓄電池を導入

地域脱炭素・再エネ導入のための計画を策定

地域脱炭素実現に向けた中核人材の育成

(支援策)

地域脱炭素推進交付金
(脱炭素先行地域づくり事業)
※最大50億円の支援

地域脱炭素推進交付金
(重点対策加速化事業)
※複数年度複合実施
※最大15億円の支援

脱炭素化推進事業債
※地方単独事業への地方財政措置
(最大45%の地方交付税措置)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

再エネ地域中核人材育成事業

脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度

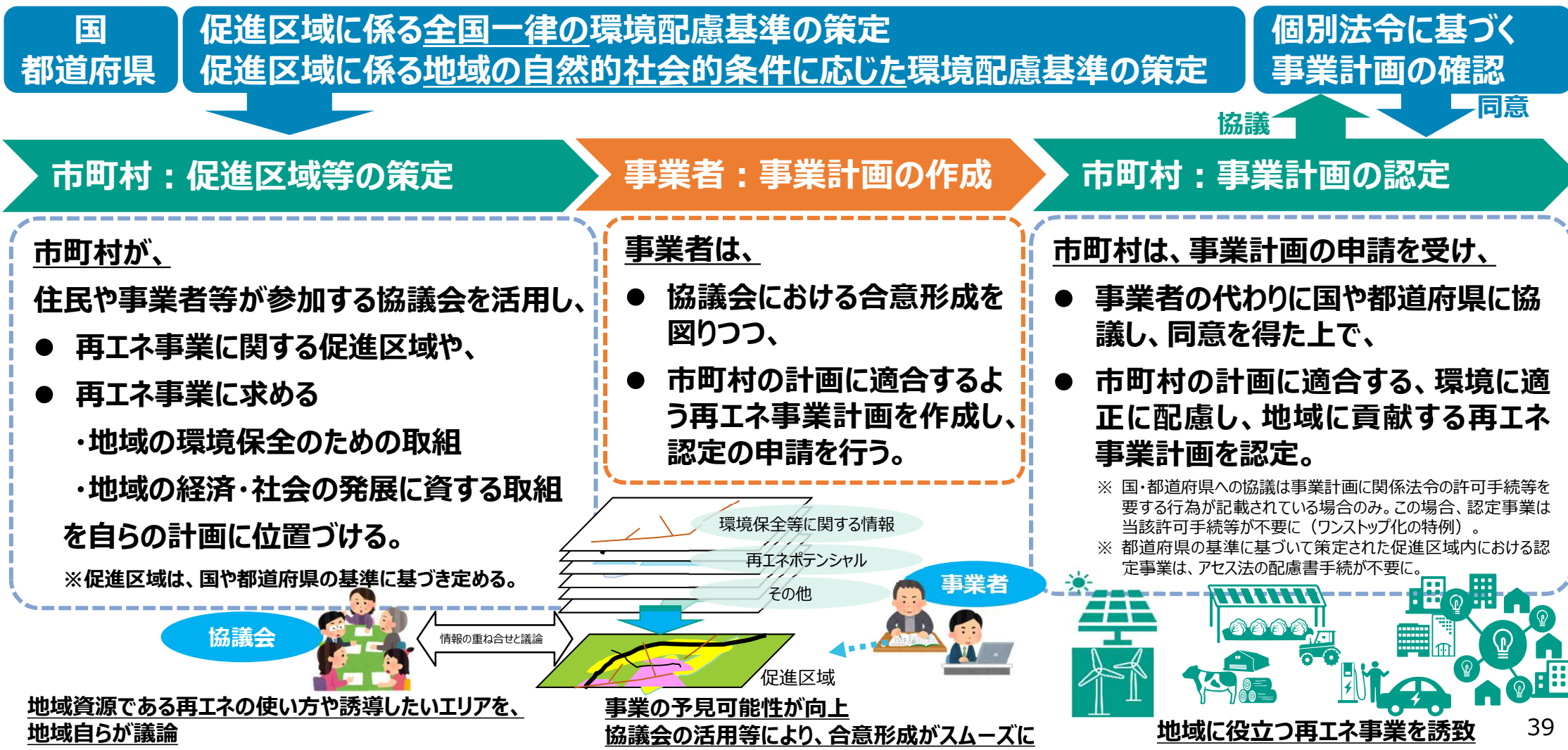
促進区域制度について

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 (改正法の施行期日：令和7年4月1日)



現状・課題

各市町村が協議会を経て再エネ促進区域を設定

○促進区域の設定状況：令和4年4月の制度施行後36市町村

<課題 1>

- ・市町村における**人材・専門的知見の不足**
- ・促進区域設定時の**市町村間の調整**



事業者が促進区域内で再エネ等の施設整備を行う地域脱炭素促進「事業計画」を作成



各市町村が協議会を経て事業計画を認定

※認定に当たり許認可手続を一元化（ワンストップ化特例）

○事業計画の認定状況：1件

<課題 2>

- ・**複数市町村にわたる事業計画の認定手続が煩雑**
 - ◆事業者：各市町村に個別に事業計画認定を申請
 - ◆市町村：事業計画を各市町村が個別に認定

主な改正事項

①都道府県及び市町村が共同して再エネ促進区域等を設定することが可能に

【参考】熊本県による促進区域設定に係る取組

熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が情報収集、ゾーニングマップ素案作成、協議会の開催等を主導。

②複数市町村にわたる事業計画の認定等について都道府県が処理



▲二以上の市町村にわたる事業例
(秋田県潟上市・秋田市)

③許認可手続のワンストップ特例の対象に盛土規制法に係る許可手続を追加

促進区域の設定状況一覧（令和6年12月末日時点）

■ 48市町村が促進区域を設定。

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種	地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種
北海道	北海道 石狩市	太陽光	東海	岐阜県 恵那市	太陽光
	北海道 当別町	太陽光 水力 バイオマス その他熱利用		静岡県 磐田市	太陽光
	北海道 知内町	太陽光 風力		静岡県 函南町	太陽光
	北海道 八雲町	太陽光		愛知県 岡崎市	太陽光
	北海道 せたな町	太陽光 風力		愛知県 稲沢市	太陽光
	北海道 幕別町	太陽光	近畿	滋賀県 米原市	太陽光
	北海道 釧路町	太陽光		京都府 綾部市	太陽光
東北	岩手県 紫波町	太陽光		京都府 京丹後市	太陽光
	福島県 浪江町	太陽光 風力		兵庫県 加西市	太陽光
関東	栃木県 宇都宮市	太陽光		奈良県 奈良市	太陽光
	埼玉県 さいたま市	太陽光		奈良県 田原本町	太陽光
	埼玉県 所沢市	太陽光		和歌山県 日高川町	太陽光
	埼玉県 入間市	太陽光	中国	島根県 美郷町	太陽光
	東京都 大島町	太陽光 バイオマス その他熱利用		岡山県 瀬戸内市	太陽光
	神奈川県 鎌倉市	太陽光	四国	徳島県 阿南市	太陽光
	神奈川県 小田原市	太陽光		愛媛県 松山市	太陽光
	神奈川県 厚木市	太陽光	九州	福岡県 福岡市	太陽光
	長野県 箕輪町	太陽光		福岡県 うきは市	太陽光 バイオマス
	長野県 南箕輪村	太陽光		福岡県 須恵町	太陽光
	長野県 宮田村	太陽光		佐賀県 唐津市	太陽光 風力 水力 バイオマス
	長野県 飯綱町	太陽光		熊本県 球磨村	風力
	新潟県 長岡市	太陽光		鹿児島県 鹿屋市	太陽光 その他熱利用
	富山県 富山市	太陽光		鹿児島県 霧島市	太陽光
	富山県 氷見市	太陽光			
	富山県 小矢部市	太陽光			
北陸					

金融機関との連携

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による民間投資の促進



○株式会社脱炭素化支援機構は、**国の財政投融资からの出資**と**民間からの出資**からなる資本金（令和6年4月現在289億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融资（リスクマネーの供給）を行う**官民ファンド**。

組織の概要

【設立年月日】2022年10月28日

【代表者】代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】289億円（民間株主・国の出資額の合計）

○**民間株主**（85社、108.5億円）：

- ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など58機関
- ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

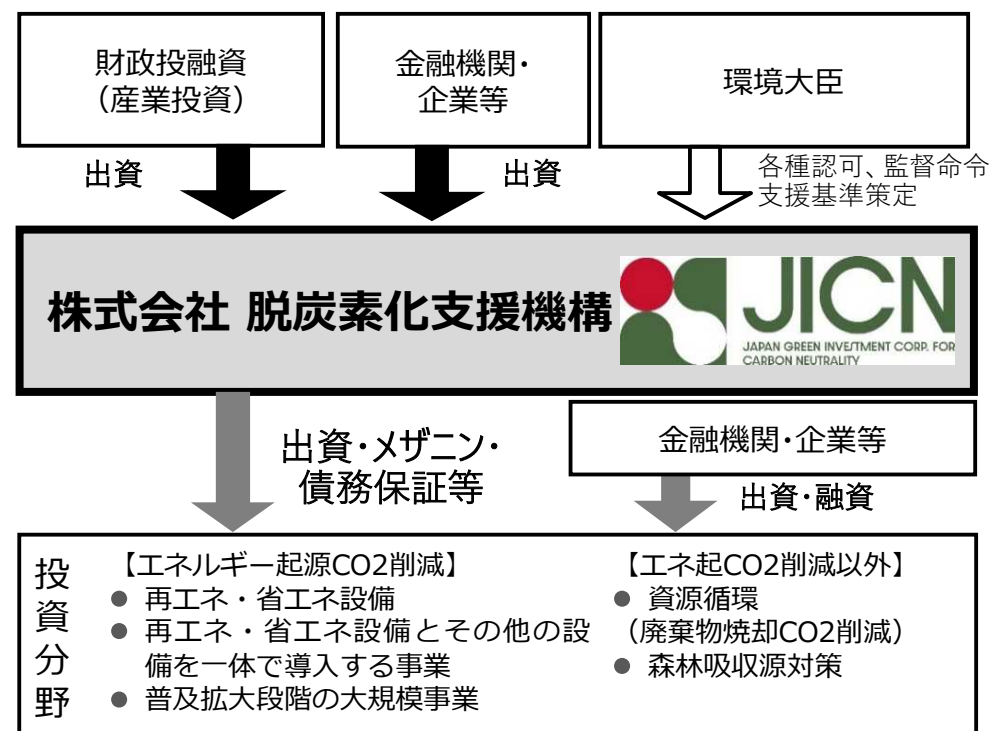
○**国**（財政投融资等、180.5億円）

- ・R5：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R6：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）
- ・R7要求：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

支援対象・資金供給手法

○**再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等**、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。

○**出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等**を実施。



(想定事業イメージ例)
・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発 ・プラスチックリサイクル等の資源循環
・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼 ・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な**資金の流れを太く・早く**し、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

(参考) 脱炭素化支援機構 (JICN) 支援決定の事例

■ 株式会社脱炭素化支援機構から、32案件の支援決定を実施（令和6年12月末時点）

支援決定の事例

株式会社 コベック

<概要>

地元の食品廃棄物を活用したメタン発酵処理及びそのバイオガスを用いた発電事業（1,000kW）。

支援形態：地域プロジェクト(SPC)支援

出資形態：劣後ローン



メタン発酵による廃棄物処理施設/神戸市

わいた第2地熱発電株式会社 (熊本県小国町における地熱発電事業)

<概要>

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機（1,995kW）が安定的に稼働中、本件は第2号機

支援形態：プロジェクト

出資形態：劣後ローン



隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

WOTA株式会社

<概要>

従来型の大規模上下水道施設に代わる小規模分散型水循環システムの開発、製造、販売。

支援形態：コーポレート（スタートアップ支援）

出資形態：優先株

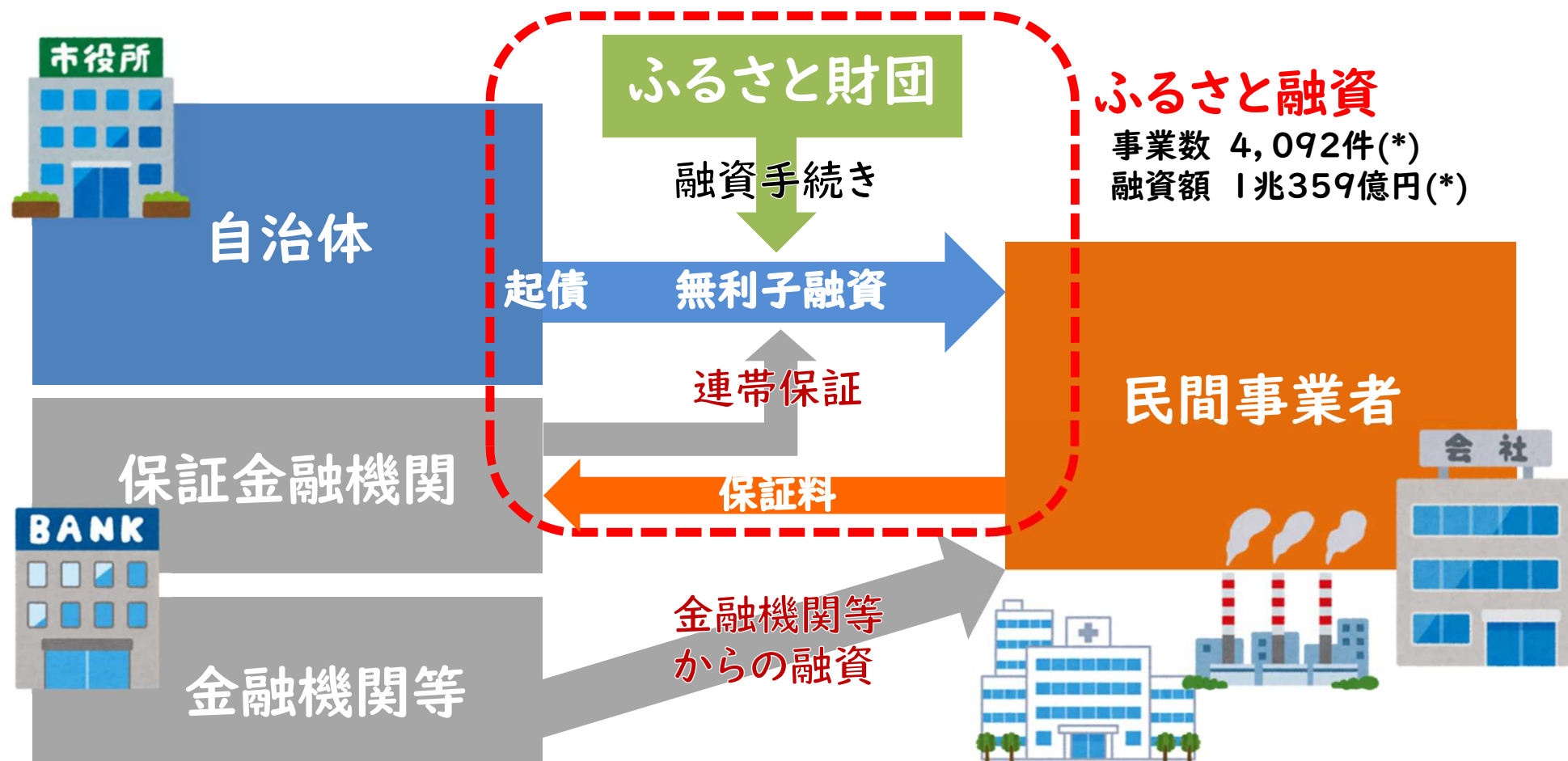
※令和6年度能登半島地震においても、避難所等に展開



持ち運べて15分で設営できる屋外シャワーキット

ふるさと融資(無利子融資)制度の仕組

- ・ふるさと融資(地域総合整備資金貸付)とは自治体が金融機関と共同して、民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資
- ・融資先は法人限定、業種は特に制限なし、①公益性のある事業、②一定の収益性のある事業が融資対象
- ・自治体は地方債(利子の75%は地方交付税措置)を発行し、それを原資として民間事業者は無利子で融資(最長20年)
- ・金融機関の連帯保証が必要、民間事業者は金融機関に保証料を支払(自治体が保証料補助を行う場合あり)
- ・融資比率、融資限度額等は次頁「要件一覧」のとおり、令和4年度より脱炭素関連事業につき優遇要件を設定
- ・地域総合整備財団【ふるさと財団】は、融資案件の審査と融資関連手続きにつき自治体から委託を受けている



(*): H1年度~R5年度までの累計実績

令和6年度からのふるさと融資制度

地方のニーズを踏まえ、国内投資の拡大、ローカルスタートアップ支援の強化など地域経済の活性化の観点から、融資比率の引上げ等の制度改革を実施済。

1. 融資比率の引上げ

通常地域 35%⇒50%

過疎地域等 45%⇒60%

2. 融資限度額の引上げ

融資比率の引上げに合わせて増額

3. 融資下限額の引下げ

小規模な起業・創業案件を対象とするため、現行の「300万円」⇒「100万円」に引下げ

4. 手続きの改善

① 申込受付回数を年3回⇒4回へ

② 申請書類の簡素化

■ 要件一覧

(単位:億円)

		通常地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏(※2) ・ 連携中枢都市圏(※2) ・ 東日本大震災被災地域(※3) ・ 市町村が認定する 「地域脱炭素化促進事業」(※4) ・ (株)脱炭素化支援機構が 出資等を行う民間事業(※4)
都道府県・指定都市	融資比率	50%	60%	60%(※2)
	融資限度額	80(※1)	96(※1)	120(※2)
	雇用	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)以上 (※4)		
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%
	融資限度額	20(※1)	24(※1)	30
	雇用	1人以上		

(※1): 地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

(※2): 定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については
都道府県は対象外

(※3): 岩手県、宮城県、福島県に限定

(※4): 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業に
ついては、「1人以上」

地域脱炭素政策の今後の在り方

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会について



地域脱炭素政策の推進については、国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップ策定及びこれを踏まえた地球温暖化対策計画の改訂以降、2025年度までの5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく方針に沿って、取組を進めてきた。政府としては、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について、今年度末目途の計画改訂を目指して審議していくこととしており、地域脱炭素政策についても2026年以降の取組について具体化を図る必要があるため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催。

委員名	所属
秋元 孝之	芝浦工業大学 建築学部長・教授
皆藤 寛	日本・東京商工会議所 産業政策第二部課長
白戸 康人	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 気候変動緩和策研究領域長
末吉 里花	一般社団法人エシカル協会 代表理事
諏訪 孝治	長野県 環境部長
勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授
竹ヶ原啓介	政策研究大学院大学 教授
谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授
西尾チヅル	筑波大学 副学長

オブザーバー

内閣府（地方創生）、消費者庁、金融庁、文部科学省、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会

開催概要

第1回：6月28日（金）

地域脱炭素政策の進捗状況

（環境省の地域脱炭素政策の取組状況説明）

第2回：7月25日（木）

地域脱炭素政策の進捗状況

（環境省及び関係府省の地域脱炭素政策の取組状況説明）

第3回：8月1日（木） 地方公共団体ヒアリング

第4回：9月10日（火） 民間事業者等ヒアリング

第5回：9月25日（水） 金融機関等ヒアリング

第6回：10月8日（火） 論点整理

第7回：10月29日（火） 取りまとめ骨子（案）

第8回：11月14日（木） 取りまとめ（案）

12月13日（金） 取りまとめ公表

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的**なものであり、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

顕在化した課題

- **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズが増加**しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る。**
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心**となって、脱炭素の大きな**ムーブメント**を起こし、**脱炭素型地域経済**に移行。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間で新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組①～分野横断的な課題への対応～



①地域脱炭素の横展開

- ・地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を示す脱炭素先行地域を2030年度までに少なくとも100地域実現するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を促進。また、脱炭素先行地域等で得られた事業性・効率性に関わる知見、実践的な具体のノウハウや、地方創生に資する優良事例・課題克服事例を、分野別に取りまとめ、改めて積極的に周知・発信。

②国、都道府県、市町村、民間企業等の役割分担・連携

- ・地方公共団体の事務事業の脱炭素化については、全ての地方公共団体に実施責任があることを前提として、小規模地方公共団体については、人員・人材不足や再エネ等の効率的な導入・利用の観点から、都道府県や連携中枢都市圏と共同で実施することを推進。
- ・特に小規模な地方公共団体等の区域の脱炭素化については、都道府県による実施や連携中枢都市圏等との連携等による実施を推進。
- ・中小企業等の脱炭素化はこれまでの役割分担を踏まえ都道府県等が主導し、その際必要となる地域金融機関との連携策について検討。

③情報・技術支援、資金支援、人的支援

(ア) 情報・技術支援

- ・再エネの自家消費分を把握する観点から、国から直接事業者や住民に支出する補助事業での情報について、地域単位で提供することを検討。

(イ) 資金支援の在り方

- ・地域脱炭素推進交付金や地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みによる引き続きの支援に加え、新たな技術等への対応を中心に更なる効果的な財政スキームを検討。その際、GX移行債や地方財政措置、民間投資を呼び込む金融手段の活用を検討。
- ・新たな技術等を面的に導入する「地域GXイノベーションモデル事業（仮称）」について、2026年度以降の支援を検討。
- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）、地方公共団体と連携し、地方創生に資する案件を一層支援。

(ウ) 人的支援・体制強化

- ・地方公共団体への専門人材派遣プールの拡充及び地方環境事務所等による人材マッチングを強化。
- ・脱炭素アドバイザー資格認定制度等を促進し、金融機関や中小企業の人材を育成。

④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- ・再エネ促進区域制度について、インセンティブ強化とともに立地誘導に関する制度的対応を検討。
- ・営農型太陽光発電や地熱発電、小水力発電や風力発電等を地域共生型で導入推進。都市と地方との連携を促進。
- ・地方公共団体が関与する地域エネルギー会社への支援を検討。

⑤系統連携・地域におけるエネルギー需給マネジメント

- ・系統増強とともに、蓄電池の導入やマイクログリッドの導入支援等により自家消費・地域消費による再エネの最大限活用を促進。
- ・EV等のモビリティや水素等も活用し、DXも活用した高度な地域エネルギーマネジメントシステム（VPP等）を目指すモデルを構築。

⑥新たな技術の地域における実装・需要創出

- ・ペロブスカイト太陽電池や水素等の新技术の導入を支援。公設試験研究機関等と連携して行う脱炭素と地域経済活性化に資する取組を推進。
- ・グリーンスチール等の更なる環境負荷低減が見込まれる製品をグリーン購入法に基づく基本指針位置付け、公共調達分野でも需要を拡大。

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会 取りまとめ 政策の方向性と具体的な取組②～個別分野における課題への対応～



①公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス強化）

- ・複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。
- ・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。
- ・廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率行的な取組を加速。

②住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）

- ・太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。
- ・建築物省エネ法に基づく省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられることを念頭に、工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。

③循環経済への移行を通じた脱炭素化

- ・フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、再資源化事業等高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。
- ・廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割発揮を推進する。
- ・2030年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。

④脱炭素型まちづくり

- ・立地適正化計画の実行性向上によりコンパクト・プラス・ネットワーク化を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。
- ・電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。
- ・データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進
- ・コージェネレーションシステム、水素等の熱の脱炭素化による都市GXを促進。

⑤食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- ・みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンスの本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。
- ・農林水産分野のJ-クレジットの創出拡大を推進。

⑥脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）

- ・カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。
- ・住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会（第2回）

【地域脱炭素に関する国と地方の意見交換会】

日 時：令和6年11月15日(金)16:00～17:00

場 所：環境省省議室（中央合同庁舎第5号館24階）

出席者：環境省 浅尾 慶一郎（環境大臣）
中田 宏（環境副大臣）
小林 史明（環境副大臣）
五十嵐 清（環境大臣政務官）
山梨県知事 長崎 幸太郎（全国知事会 脱炭素・地球温暖化対策副本部長）
稲城市長 高橋 勝浩（全国市長会 環境対策特別委員会委員長）※オンライン参加
葛巻町長 鈴木 重男（全国町村会副会長）



改定 地球温暖化対策計画（案）地域脱炭素関係 概要



第3章 目標達成のための対策・施策

第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ）

- 地域脱炭素政策については、「**地域脱炭素ロードマップ**」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき施策を展開しているが、2050年ネット・ゼロ実現に向けては地域・くらしに密着した**地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組**を加速化していく必要がある。
- また、人材不足や財源不足といった課題や再エネ導入に伴う地域トラブルの発生、出力制御といった**顕在化した課題**や、従来型の太陽光パネルの設置が困難な場所にも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池といった**新たな技術への対応**も必要。
- 2026年度以降の5年間は**実行集中期間**として位置付け、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」において示された施策の方向性を踏まえ、**地方創生に資する地域脱炭素施策**に全力で取り組む。

1. 脱炭素先行地域と脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施をはじめとする地域脱炭素の推進（各地の創意工夫を全国展開）

- 2025年度までに少なくとも100か所の**脱炭素先行地域**を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現。
- 全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電等を、地方公共団体がその区域に対し複数年度にわたり複合的に実施する**重点対策加速化事業**を促進。
- **脱炭素先行地域等の優良事例・課題克服事例、事業性・効率性に関する知見の情報発信**を強化し、地域脱炭素を**全国展開**

2. 新たな技術の地域における実装・需要創出

- **GX 経済移行債も活用し**、地産地消率が高い地域マイクログリッドや熱導管、高度な地域エネルギーマネジメントシステム（Virtual Power Plant（VPP）の活用等）の導入に対する支援や、商用車の電動化・断熱窓の改修・高効率給湯機器の**GX製品を導入支援**するとともに、ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出するため、地域で実装する財政支援スキームや、これらの**新たな技術等を地域において面的に導入する新たなモデル（地域GXイノベーションモデル）の構築**を検討する。

3. 地域脱炭素の加速化・全国実施を後押しする基盤的施策

（1）地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

産官学金労言で取り組まれる地域の取組を、**人材、情報・技術、資金の面から積極的に支援**（派遣専門家人材のプール強化、情報・技術支援ツールの充実、地域脱炭素推進交付金や関係府省庁の支援ツール、GX経済移行債、地方財政措置、JICNによる支援等）。

（2）地域における脱炭素型ライフスタイルへの転換の取組

地域の住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、**多様な主体が参加するフォーラム**等を各地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

（3）ルールイノベーション（制度的対応等）

制度改革等により実効性を確保（促進区域制度のインセンティブ強化、住宅トップランナー基準における太陽光発電設備の設置に係る目標設定等）

参考（財政支援等）

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度予算(案) 38,521百万円 (42,520百万円)】環境省
【令和6年度補正予算額 36,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
- ②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

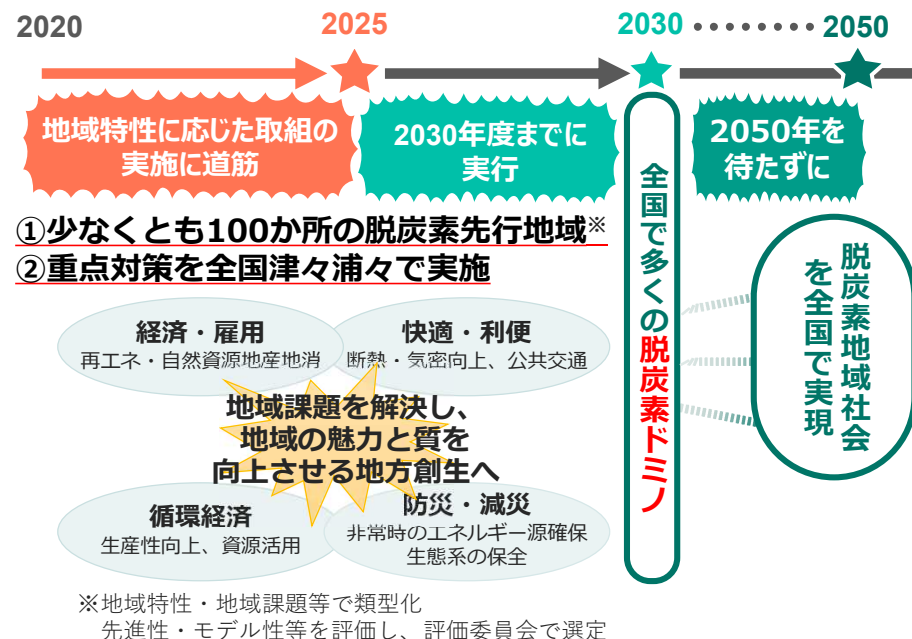
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

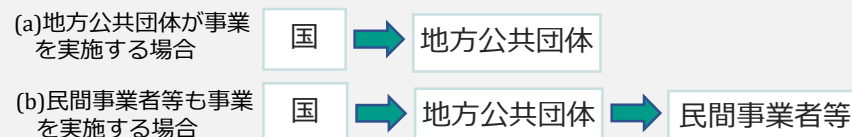
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



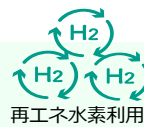
<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○交付金事業について、3 年度目に中間評価を実施 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		





【令和7年度予算（案） 2,000百万円（2,000百万円）】

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】 環境省

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

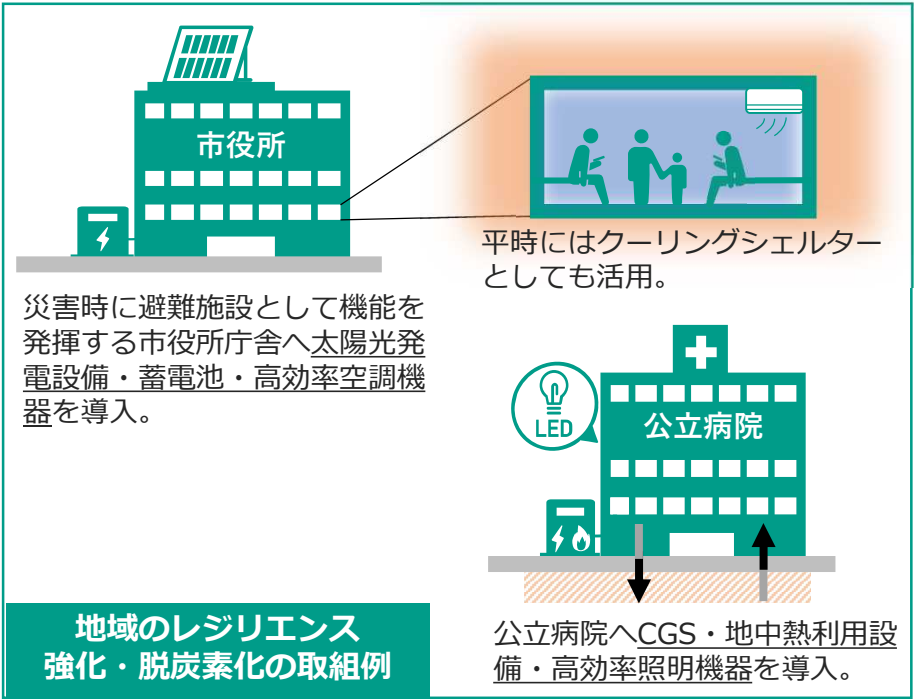
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等
- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等



ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 (経済産業省連携事業)



【令和7年度予算(案) 5,020百万円(新規)】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します

1. 事業目的

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指す。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所(同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等)への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。

＜対象＞

- ・従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

＜主な要件＞

- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出

等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率: 2/3、3/4)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 補助事業対象の例



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

お問合せ先: 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話: 03-3501-4031

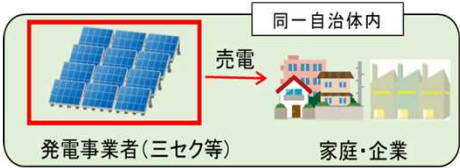
地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
 - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象(庁舎等は対象外)
 - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象(通常の公用車は対象外)
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 辺地対策事業債(充当率100%、交付税措置率80%)の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備(※)及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
 - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー 設備整備(地域内消費を主目的とする事 業)に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

地方財政措置（人材育成）

1. 中小企業のリスキングに係る地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

2. 地方公務員のリスキングに係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

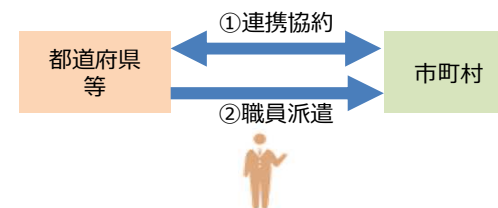
特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

